

船場地区HOPEゾーン協議会 設立総会

議事次第	1
船場地区HOPEゾーン協議会規約(案)	2
平成20年度協議会活動内容(案)及び予算(案)	6
(参考) 組織構成イメージ図	8

平成20年8月6日(水)午後7時～

於:綿業会館 本館1階

議事次第

1. 開会
2. 経過報告
3. 来賓紹介
4. 議題
 - 1) 協議会規約(案)
 - 2) 役員を選出
 - 3) 顧問、相談役の委嘱
 - 4) 会計監査の選出
 - 5) 平成 20 年度協議会活動内容(案)及び予算(案)
5. 大阪市あいさつ
6. 閉会

船場地区 HOPE ゾーン協議会規約 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、「船場地区HOPEゾーン協議会」と称する。

(目的)

第2条

協議会は、大阪市HOPEゾーン事業を活用し、行政等と連携・協働で、近代建築などの船場地区の文化的・歴史的な資産を活かした、より魅力的なまちなみづくりを進めることを目的とする。

(事業)

第3条

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちなみ形成のルールづくりに関すること
- (2) まちなみ形成に係る広報・啓発に関すること
- (3) まちなみ形成に係る調査・研究に関すること
- (4) まちなみ形成に係る情報交換並びに交流に関すること
- (5) その他目的達成に必要な事業

(事業対象区域)

第4条

前条の事業は、大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱別表に定めるHOPEゾーン事業区域「船場地区」を対象に行う。

(会員)

第5条

協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 区域内に居住する者または事業を営む者あるいはその団体・企業
- (2) 区域内に土地、建物等を所有する者あるいはその団体・企業
- (3) 協議会の目的に賛同し、協力する個人または団体・企業で会長の承認を得たもの
- (4) 協議会の目的に賛同し、事業に専門的に関わり、協力する学識経験者、専門家等で会長の承認を得たもの

第2章 役員等

(役員等)

第6条

協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 理事 15名以内
- 2 協議会に会計監査2名を置く。
- 3 必要に応じて、協議会に相談役及び顧問を若干名、置くことができる。

(役員等の選任)

第7条

会長、副会長、事務局長、会計、理事、会計監査は総会において選出する。

- 2 顧問、相談役は会長が委嘱する。

(役員等の任務)

第8条

役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、協議会の事業全体を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会の事業事務を統括する。
- (4) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (5) 理事は、協議会の事業の円滑な遂行にあたる。
- (6) 会計監査は、協議会の会計監査を行う。
- (7) 顧問及び相談役は、協議会の事業全般に対して適宜支援・助言する。

(役員等の任期)

第9条

役員等の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員等の変更)

第10条

役員等の変更は、在任期間中に限り、役員会の同意を得て行うことができる。

第3章 組織

(総会)

第11条

総会は、協議会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、年1回開催し、臨時総会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 前年度事業報告の承認
 - (2) 前年度会計決算の承認
 - (3) 本年度事業計画案の承認
 - (4) 本年度予算案の承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) 役員を選出
 - (7) その他協議会の重要事項に関すること

(役員会)

第12条

役員会は、第6条第1項(1)~(5)に定める役員で構成し、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 役員会は、総会で議決された計画等に沿って、事業を調整し、会員と連携・協働して実施にあたる。
- 3 会長は、役員会に、必要な関係者を出席させることができる。

(専門部会)

第13条

会長は、協議会事業を円滑に進めるために、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する役員及び会員で構成し、役員会と連携・調整しながら、協議会事業の専門的な事項について企画・実行する。

第4章 会計

(会計)

第14条

協議会の会計は、協議会助成金、寄付金、その他収入を当てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 会計監査は、会計年度終了時に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 その他

(報告)

第15条

協議会の事業の状況等については、毎年上半期と事業年度終了後の2回、速やかに大阪市に報告するものとする。

(事務所)

第16条

協議会事務所は、船場地区 HOPE ゾーン事業地区内に置く。

(その他)

第17条

この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 第14条の規定に関わらず、平成20年度の会計年度は平成20年8月6日から平成21年3月31日までとする。
- 2 この規約は、平成20年8月6日から施行する。

平成 20 年度協議会活動内容(案)及び予算(案)

活動内容(案)

協議会ニュースの発行

協議会ホームページの作成

ワークショップ・勉強会等の開催

アンケートの実施

イベント等開催

役員会・専門部会等の開催

予 算 (案)

歳入

(単位:円)

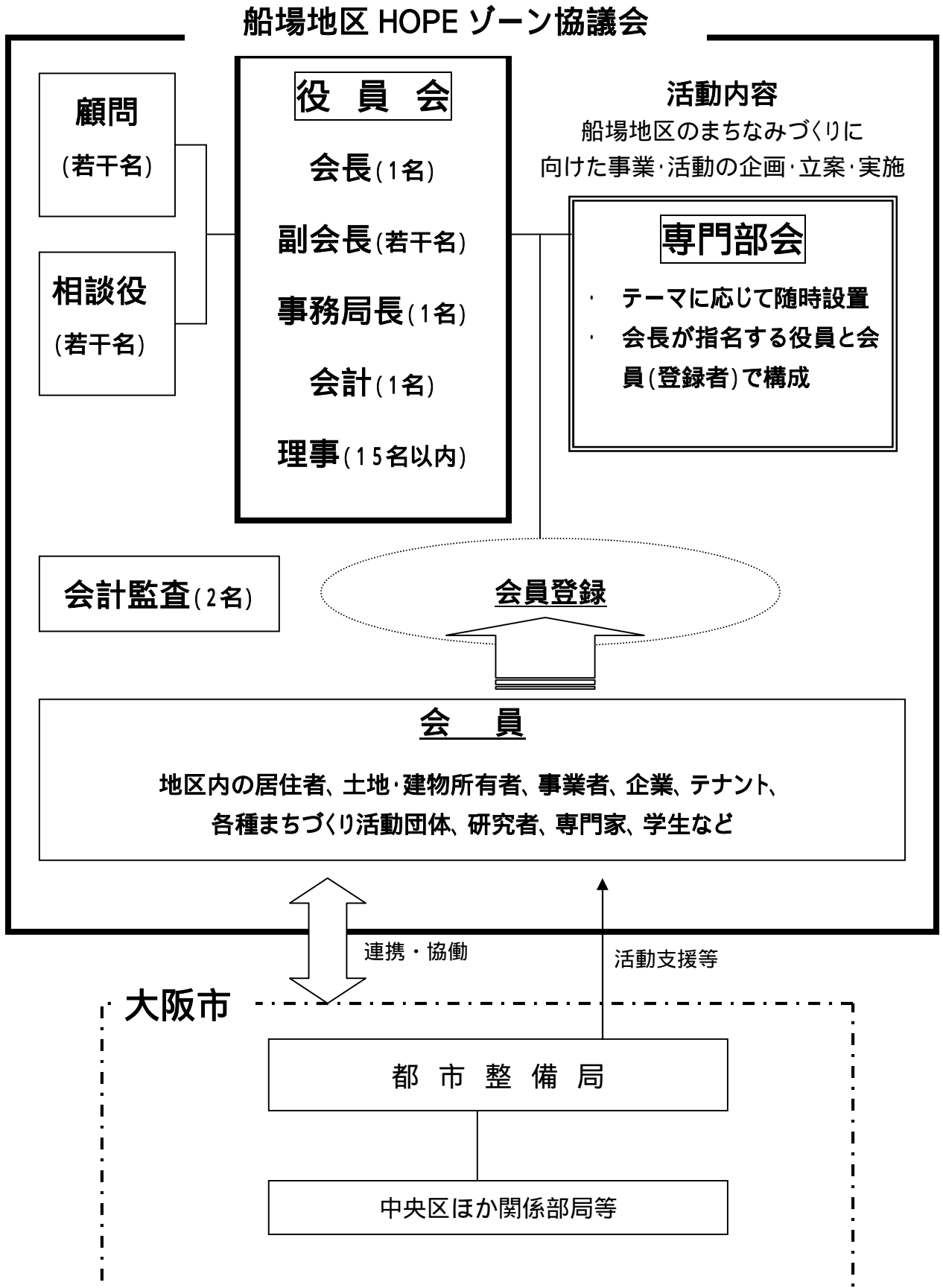
項 目	予算額	摘 要
大阪市補助金	1,110,000	大阪市補助金
合計	1,110,000	

歳出

(単位:円)

項 目	予算額	摘 要
調査研究活動費	835,000	
広報・啓発活動費	615,000	協議会ニュース発行、ホームページ作成等
調査・研究費	160,000	ワークショップ・勉強会開催(会場使用料、講師謝礼、資料作成代等)、アンケート実施等
情報交換・交流費	60,000	イベント等開催(会場使用料、周知ポスター作成代等)
運営事務費	275,000	
協議会運営費	180,000	会議室使用料、資料複写代等
事務用品費	75,000	事務消耗品等
通信・運搬費	20,000	会議開催通知 郵便切手代等
合 計	1,110,000	

(参考) 協議会組織構成イメージ(案)



本日はありがとうございました



船場地区HOPEゾーン協議会設立準備会議

大橋達夫 桶谷重雄 木下修二 澤田充 西尾午郎 橋本英男
日比哲夫 藤原久恵 別所俊顕 村橋紗知 守田宣昭 (50音順)